

奈良県西和医療センターで使用する都市ガス仕様書

1 概要

- (1)調達場所 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター
奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16
- (2)業種及び用途 病院(特定地下室を有する。)

2 仕様

(1)供給条件

- ア ガスの種類 都市ガス 13A 低圧及び中圧
- イ 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
- ウ 対象計量器 ①中圧ガス 350号 負荷計測器有 メーター番号 1013
②低圧ガス 100号 負荷計測器有 メーター番号 9113

(2)予定契約使用量

- ア 契約最大ガス使用量 $118\text{m}^3/\text{h}$ (中圧 $118\text{m}^3/\text{h}$ 、低圧 $100\text{m}^3/\text{h}$)
(契約最大ガス使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大ガス使用量をいう。)
- イ 契約年間ガス使用量 約 $228,070\text{m}^3$
(契約年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の契約予定月別使用量の合計量をいう。)
- ウ 予定年間ガス引取量 約 $159,649\text{m}^3$
(予定年間ガス引取量とは、契約で定める発注者が1年間において最低引き取らなければならないガス量をいう。)
- エ 予定契約最大需要期使用量 約 $53,690\text{m}^3$
(契約最大需要期使用量とは、本契約期間のうち、12月から翌3月(4ヶ月間)における合計ガス使用量をいう。)
- オ 予定月別使用量は別紙による。

(3)調達期間 令和7年4月分検針から 令和8年3月分検針まで

(4)検針日

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が設置した適法な計量器により検針を行うものとする。(計量は検針日における計量器の読み取り値によるものとする。)

(5)ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。(ただし、敷地内の一般ガス導管事業者設置の計量器を除く。)

(6)保安

- ア 受注者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- イ 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブとする。
- ウ 受注者は、内管(ガス工事)に関する連絡先、消費機器に関する連絡先を各々設定し、供給先へ伝達し緊急時連絡するよう依頼すること。
- エ 受注者は、ガス消費機器について、ガス事業法、政省令に定める保安業務を実施することとする。
なお、特定地下室等に係る点検は契約期間内に行うこととし、時期は発注者と協議することとする。
また、調達場所において特定地下室等以外の場所に設置されるガス消費機器についても同時期同頻度で行うこととする。
- オ 本供給期間開始前に必要に応じ機器の型式調査を行い、受注者にて登録しておくこと。

カ 従来の保安レベルを担保するため、受注者は一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること。

(7)緊急時の対応

受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者に積極的に協力し、速やかかつ適切に対応することとする。

(8)単位料金の算出と調整

ア 調整後単位料金は、財務省貿易統計の令和5年12月～令和6年12月の公表値の平均原料価格（LNG 95, 232円/t、LPG 92, 343円/t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。

なお、石油石炭等租税課金は、LNG 1,860 円/t、LPG 1,860 円/tを用いて算出するものとする。

イ 調整後単位料金は、令和6年1月19日時点の託送供給料金を用いて算出するものとする。

ウ 調整後単位料金は、ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

(9)契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は、入札書、算出根拠資料及び受注者が定める供給約款、供給条件等により算出された金額で、発注者が同意した金額とする。契約書については、協議の上作成するものとする。

(10)支払方法

受注者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、原則として受注者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(11)代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の検針日翌日から当該月の検針日までの期間とする。

(12)端数処理

端数処理の方法は、受注者が定める供給約款の規定に基づくものとする。

(13)契約最大ガス使用量の超過

契約最大ガス使用量を超過した場合に、補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(14)契約年間ガス使用量の増減

ガス使用量は、発注者の都合により契約年間使用量を上回り、又は、下回ることができるものとする。

(15)予定年間ガス引取量の未達

予定年間ガス引取量に満たない場合に補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(16)契約最大需要期使用量の超過

本契約期間のうち、12 月から翌 3 月（4 ヶ月間）における実績使用量が契約最大需要期使用量の 105 パーセントを超過した場合で補償料の支払いが発生した場合、受注者は発注者に精算額を請求することができるものとする。

(17)秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報及び事項については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

3 その他

- (1) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款や供給条件等に従うほか、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) ガス使用実績として、1月ごとの計測データを発注者の求めに応じて提供することとする。なお、記録の提出はメールなどによる電子データ提供によるものとする。